

# 当 面 の 協 議 事 項 の 検 討 状 況

	項 目	検 討 結 果 及 び 検 討 す べ き 内 容	検 討 順 位
検 討 済 み	①常任委員会の名称	・くらし創造部を文教委員会に移し、名称を文教くらし委員会とする。(H23年5月)	早 期
	②特別委員会と常任委員会とのあり方	・特別委員会の調査事項を限定し、常任委員会との棲み分けを行う。(H25年7月)	早 期
	③質問要旨の傍聴者への提供	・平成23年11月定例会から実施 (H24年2月定例会から議会HPに掲載)	早 期
	④議案の賛否の公表	・H24年2月定例会から議員別に公表 (議会HPに掲載)	早 期
	⑤請願の受付日の見直し(陳情含む)	・H24年9月定例会から開会日前日までの受付分を当該定例会で扱う	長 期
	⑥委員会県内調査等	・理事者の同行は、原則出席から、必要に応じて出席を求めるに変更 (H24年)	中 期
	⑦県民に開かれた議会運営	・議会報告会を常任委員会県内調査で、試行することを確認 (H24年8月)	中 期
	⑧通年会期について	・当面、通年会期は導入しない。全国状況を見ながら、必要に応じて協議する。(H25年2月)	追加諮問
	⑨予算・決算審査特別委員会の見直し	・現行制度の中で、委員会審査の充実を図るため、事前に議案の説明を受ける。 ・当初予算を審議する2月設置の予算委員会委員には、全ての会派から入れる。 ・H25年9月定例会から実施	中 期
	⑩質問方式等の見直し	・本会議での質問方式は、現行の一括質問、一括答弁とすること。 ・質問等の充実を図るため、質問回数の制限をなくす。(H26年2月定例会)	長 期
	⑪基本計画議決条例の運営	・議決対象外となる議員が参画する審議会等が策定する計画の審議状況を把握するため、参画する議員から計画策定の審議状況等を各派連絡会に報告する。(H26年3月)	追加諮問
	⑫議長の私的諮問機関の設置	・地方自治法の改正により協議等の場又は特別委員会の設置による。	長 期
検 討 保 留	①事前委員会の見直し(定例会の会期のあり方)	・今後の会期の見直し時に併せて検討する。	長 期
	②対面演壇方式に変更	・対面演壇は、一問一答方式の検討時に併せて検討する。	長 期
今 後 の 検 討 予 定	①本会議の質問のあり方	・執行部と質問の事前打ち合わせをなくし、知事との緊張感のある質問を行う。	長 期
	②本会議開催曜日の変更	・代表質問をローテーションで土曜日に開会する。	長 期
	③委員会の資料のあり方	・委員会に提出される資料の情報量が少ない。チェック機能が果たせない。	長 期
	④情報格差の是正	・執行部と議会とにある情報の格差を埋める。	長 期

注) 「早期」：今年度内の実施に向けて検討する。「中期」：年度内に検討に着手する。「長期」：来年度以降に検討に着手する。